

平成29年第1回  
かすみがうら市農業委員会臨時総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第5号

平成29年4月12日かすみがうら市農業委員会告示第5号をもって、平成29年4月18日(火)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、平成29年第1回かすみがうら市農業委員会臨時総会  
を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年4月18日(火) 午後5時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

|           |           |            |           |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 1番 海東 功   | 2番 飯田 敬市  | 3番 齋藤 幸雄   | 4番 久松 弘叔  |
| 5番 井坂 孝雄  | 6番 欠番     | 7番 貝塚 光章   | 8番 宮本 教夫  |
| 9番 栗山 千勝  | 10番 欠席    | 11番 中山 峰雄  | 12番 欠席    |
| 13番 小松崎 誠 | 14番 鈴木 良道 | 15番 市川 敏光  | 16番 関川 忠雄 |
| 17番 安田 秀徳 | 18番 欠席    | 19番 小松崎 正衛 | 20番 外塚 孝雄 |

4. 欠席委員

10番 塚本 勝男 12番 山口 正男 18番 磯部 潤一

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 局長補佐 山本 好徳(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

14番 鈴木 良道 16番 関川 忠雄

7. 議事日程

議事録署名委員について

日程の決定について

議案第33号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書について  
(別綴り)

8. 閉会

午後5時34分閉会

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | <p>只今から平成29年第1回臨時総会を開会いたします。<br/>     只今の出席委員は16名で、会議規則第6条の定足数に達しております。<br/>     よって総会は成立しております。<br/>     なお、委員会規則第6条により、10番 塚本 勝男委員、12番 山口 正男委員、<br/>     18番 磯部 潤一委員から欠席届が提出されております。<br/>     それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております<br/>     ので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p> |
| 議 長  | <p>ご苦労様でございます。今回ですね、臨時の総会ということで開かせていただき<br/>     ました。審査請求書に対する答弁が差し迫っておりますので、早急に委員会として<br/>     の回答をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。<br/>     なお、傍聴人の方に申しあげます。傍聴人心得を守り傍聴されるよう、お願い<br/>     いたします。<br/>     本日の総会は、先の総会に引き続き、審査請求に係る弁明書の内容になります<br/>     ので、審議の程、よろしくお願いいたします。</p>      |
| 議 長  | <p>はじめに、会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。<br/>     会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、14番 鈴木 良道委員、<br/>     16番 関川 忠雄委員を指名いたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の<br/>     山本局長補佐を指名いたします。</p>  |
| 議 長  | <p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。<br/>     只今から午後7時までといたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>  |
|      | <p>(異議なしの声あり)</p>   |
| 議 長  | <p>ご異議ございませんので、只今から午後7時までといたします。</p>  |
| 議 長  | <p>それでは議案審議に入ります。「議案第33号 行政不服審査法第29条の規定に<br/>     基づく審査請求書に対する弁明書について」上程いたします。</p>  |
| 議 長  | <p>事務局より、議案の説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局長 | <p>説明前に申し訳ございませんが、前回に引き続き、弁明書の別紙につきましては、<br/>     本日委員さん方に、この議案の決定をいただいた後、審査請求書第12の詳細を<br/>     追加記載し、審査請求人に送付する弁明書の写しを、次回総会時に配布したいと<br/>     考えてございますので、今回も回収させていただきますことをご了承の程、よろ<br/>     しくお願いいたします。<br/>     また、先の総会后、弁護士相談を総務課から行っていただいた結果、次のような<br/>     アドバイスを受けております。</p> |
|      | <p>1点目は、審査請求書が提出されてから、2ヶ月目となることから、第1回目の<br/>     弁明書につきましては、早期回答した方が良いということでございます。</p>  |
|      | <p>2点目は、こうした書面でのやり取りを、数回繰り返すことになるということ<br/>     でございます。</p>   |
|      | <p>3点目は、顧問弁護士は民事訴訟ということになった場合には、別途引き受ける<br/>     との回答でございますが、審査請求につきましては、引き続きアドバイスをして<br/>     いただけるということでございますので、農業委員会の方で対応していただき<br/>     たいと顧問弁護士から言われております。</p>   |
|      | <p>説明につきましては、先の総会の繰り返しになりますが、まず、最初が変わった<br/>     ところがございます。</p>   |
|      | <p>審査請求書をお持ちの方、第7の4、7の5、7の6の部分が前回と変わっております。<br/>     第7の4につきましては、第7の3の理由になります。農地であることから、農地法<br/>     では問題ないということになってございます。次に第7の5ですが、第7の2と3の<br/>     理由により否認となります。次に、第7の6は第7の1により否認という内容に<br/>     なります。</p>  |

この第7の4、5、6が変わりまして、後の資料につきましては、前回と同じになります。改めてもう一回説明申し上げます。弁明書の1ページ、会長名でお二方からの審査請求でございますので、お二方の名前で回答いたします。

次に、1番の弁明の趣旨は棄却でございます。これは行政不服審査制度の裁決の種類が4つございます。却下・棄却・認容・事情採決の4つです。

棄却は、審査請求が適法であるが、理由がない場合にする裁決という意味でございます。

次に、2番、本件処分に至るまでの経過は、そのままの事実を記載しております。

次に、3番からは審査請求書の第7の1からの反論になります。事務局に平成25年6月5日に服部主任が撮影した現地写真が残っていたことから、こうした反論となります。

次に、第7の2ですが、農林水産省の農地法事務処理基準の内容や最高裁判所の判決文面からの内容でございます。

次に、第7の3ですが、農地法では、登記簿山林を開墾し、農地にすることは制限しておりません。しかし、農地法は造成後、土地は農地法の適用を受けることとなっております。

第7の4、5、6は冒頭説明した通りでございます。

次に、第7の7は、第7の2の理由になります。

次に、第7の8から11までは、他の部署のことや個人間のことなので、農地法に関係ないことから不知となります。

次に、第7の12は、許可申請書が正式に提出された場合と事前相談の内容となります。

次に、第7の13は、県南農林事務所に確認した内容となります。

次に、第7の14は、農地法上の立地基準の農地区分の内容となります。

次に、第7の15は、第7の14の理由になります。

次に、第7の16は、不知となります。

次に、第8の1は、市道に囲まれた土地ということで、資料に図面を付けております。

次に、第8の2と3は、第7の2の理由になります。

次に、第8の4は、農地の地形を平坦にする行為で、同じ筆内の行為で農地法の規制はございません。

次に、第8の5は、不知となります。

次に、第8の6は、第7の2の理由になります。

次に、第8の7は、荒廃化する農地の可能性なので、可能性を認める内容になります。

次に、第8の8は、不許可の通知内容及び第7の2の理由になります。また、追加意見書についても、同様となります。

次に、第9の1は、認める内容となります。

次に、第9の2は、農地法施行規則第34条各号及び第35条各号には、太陽光発電施設は含まれていないことの内容になります。

次に、第9の3は、不知となります。

次に、第9の4は、第9の2の理由を説明したものになります。

次に、第9の5は、第9の2の理由になります。

次に、第10は、第7の3の理由になります。

次に、第11は、認める内容です。

次に、第12は、弁護士さんの要望が、午後3時以降、19名の委員全員の場合に行いたいと連絡がございましたので、5月総会時に行えればと事務局では考えております。具体的には、5月10日水曜日の午後3時から意見陳述の場ということで、場所はここの霞ヶ浦庁舎大会議室、出席者は農業委員全員と事務局職員3名程度、口頭意見陳述は市審査請求審査事務取扱規程第17条第3項により非公開ということになります。当然、非公開なので傍聴はできないということになります。口頭意見陳述の方法は、審査請求人からの意見を聞くだけで、反論はしないやり方になります。これは、農業委員会は合議制をとっておりますので、審査請求人の意見の一言について、委員一人一人が反論するのではないことから、会議録を事務局で成文して、次回総会又は臨時総会でご意見を伺った内容で回答

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>するとといったやり方になります。</p> <p>5月定例総会は、時間を繰り上げまして、午後1時から開催し、午後3時前までには終わらせたいと事務局では考えていますが、午後3時以降に延びることも想定されますので、そういった場合には、意見陳述を優先させる考えでございます。その意見陳述が終わったら、5月定例総会を再開という形で行いたいと考えております。</p> <p>当日の意見陳述の司会については、農業委員さんは処分庁の者になりますので、私の方で進めていきたいと思っております。</p> <p>会議録の成文についても、成文したものを皆さんに朗読し、ポイントを押さえながら弁明の回答を作成していくことになると思っております。</p> <p>農業委員会の場合は、農地法での不許可処分ですので、あくまでも争点は農地法の第2条と第5条がベースになり、個人間のものとか、言った言わないとかは、皆さん全員が知り得ている内容ではございませんので、不知といった記載になります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長     | <p>只今、事務局長から説明がありました。弁護士と相談結果、1回目の弁明書については、審査請求書提出日から回答まで時間がかかっているとのことで、早期にした方が良くと弁護士からアドバイスがありました。また数回続くとはいいますが、早期回答を前提に審議していただきたいと思っております。</p> <p>それでは質疑に入ります。委員の皆様で何かありましたら、お願いいたします。</p>   |
| 9番 栗山委員 | はい。  |
| 議 長     | どうぞ。   |
| 9番 栗山委員 | <p>(13)の第7の13、1月5日に農業委員3名と事務局職員で現地を確認しており、本件土地を第1種農地と判断したことは適法である、という部分をちょっと文言変えてもらいたい。確認はしているが、委員会で賛成少数で第1種農地に判断したということ。間違いやすい言葉です。</p>   |
| 議 長     | 事務局長お願いします。  |
| 事務局長    | <p>はい、弁明書の(13)の第7の13、一番下段のところと思いますが、1月5日に農業委員3名と事務局職員で現地を確認しており、の後に、採決の結果、賛成少数で本件土地を第1種農地と判断したことは適法である、というような記載にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>  |
| 議 長     | 栗山委員。  |
| 9番 栗山委員 | そのように直してください。  |
| 議 長     | その他にありませんか。  |
| 議 長     | <p>ご意見等なければ、口頭意見陳述日等について、お諮りしたいと思います。</p> <p>事務局説明では、5月10日水曜日、定例総会後の午後3時からこの会議室で開催し、非公開で行いたいと思っております。また相手の意見については、委員会は合議制ですので、会議録を事務局で成文していただき、次回総会等で協議していただいて、意見集約してから文書で回答したいと思います。皆さんいかがでしょうか。</p>  |
| 3番 齋藤委員 | はい。  |
| 議 長     | どうぞ。   |

|          |  |
|----------|--|
| 3番 齋藤委員  | 5月10日、農業委員全員と言いましたよね。その日は国の会計監査が入っており、どうしても出席できないのですが。   |
| 議 長      | 事務局長お願いします。  |
| 事務局長     | そういった事情であれば、本日採決いただければ、弁明書について早期に特定記録郵便にて相手方に送付し、その際、相手方の弁護士事務所に電話にて弁明書を郵送する旨を伝え、口頭意見陳述日に農業委員1名が欠席となりますがよろしいか電話にて確認したいと思います。   |
| 議 長      | 齋藤委員よろしいですか。   |
| 3番 齋藤委員  | はい。  |
| 議 長      | 他に何かありますか。<br><br>(意見、質問等なし)   |
| 議 長      | それでは、採決いたします。<br>議案第33号、事務局提出の弁明書(案)のとおり、回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  |
| 議 長      | 賛成多数ですので、「議案第33号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書について」は、原案のとおり回答することに決定いたします。  |
| 議 長      | 以上で本日の議案審議は終了しました。<br>他に何かありますか。   |
| 11番 中山委員 | はい。  |
| 議 長      | どうぞ。   |
| 11番 中山委員 | この案件に関連することですけれども、現場に碎石が入ったり、看板が建ったりしたことで、平成28年9月28日に農地転用違反ということでは正文書を出しておりますよね。この後の日程というか、どのように進めていくのか。いつまでも引きずっていると委員会の業務に差支えますので、最短の日程でこの案件を終わらせることはできませんか。   |
| 議 長      | 事務局説明をお願いします。  |
| 事務局長     | 皆さんのお手元にカラーの写真をお配りしてあります。<br>これは、事務局で現場を何回か巡回しております。事前調査の際も現場を確認していただくようにしてきました。4月14日金曜日に、事務局で現場に行き、重機はなくなりましたが、お配りした写真のとおり、入口が土で塞がれていました。土の色を見ると、当該土地の土ではなく、どこからか搬入された土のようにも見えます。そうすると市の残土条例の違反ということも考えられます。また盛土の場合、農地法上の一時転用違反も可能性があります。<br>碎石が山積み状態は変わりございませんが、委員の皆さんにも一度、各々現地を確認してきていただきたいということで、事務局の撮影した写真を提供させていただきました。<br>また、地権者の により、入口を塞いだ理由・目的などを聞きに行かなければなりません。聴取方法等は会長に話していただきたいと思っております。<br>それから、この案件がいつまで続くのかとのことですが、仮に何回かやり取りが続いて、審査請求人が途中で取下げることもあり得ます。ただし、やり取りが |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>続く場合は、民事訴訟になることもあるかと、事務局では考えております。</p>   |
| 議 長      | <p>事務局長より説明がございました。<br/>私もその日の夕方に現場を見てきました。関川委員も見てきたとのこと。<br/>後日、地権者の へ私と中山代理と地元の関川委員で伺ってきたいと思います。</p>                    |
| 11番 中山委員 | <p>はい。</p>  |
| 議 長      | <p>どうぞ。</p>   |
| 11番 中山委員 | <p>市残土条例の方、環境保全課ではどうなんですか。</p>  |
| 議 長      | <p>事務局お願いします。</p>   |
| 事務局長     | <p>環境保全課には伝えてあります。現場も確認していると思います。ただし、農地<br/>でありますので、まず農地法で農業委員会から事情を聴きに行くことになって<br/>います。環境保全課は別での指導になるのではないかと考えております。</p> |
| 議 長      | <p>聴取の結果については、5月総会時に報告したいと思います。</p>   |
| 議 長      | <p>他に事務局からありますか。</p>  |
| 事務局長     | <p>土地改良区内の農作物について<br/>新制度の農業委員と農地利用最適化推進委員の定数条例について</p>   |
| 議 長      | <p>以上をもちまして、平成29年第1回臨時総会を閉会いたします。<br/>長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後5時34分 閉会)</p>   |